

軽自動車税・自動車税のお知らせ

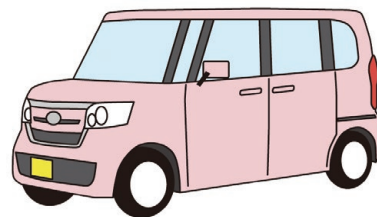
軽自動車税

問 税務課 (☎62-1205)

軽自動車税種別割の納期限は5月31日(火)です。 ID 1009142

5月上旬に納税通知書を送付します。口座振替の申出をしている場合は、5月31日(火)に指定口座から引き落とされます。

納付場所 市税取扱金融機関、コンビニ、スマートフォン決済 (PayPay・LINE Pay・PayB・au PAY)、市役所、富士松支所
※税額などについては、市民だより3月1日号をご覧ください。



車検用納税証明書は保管しておきましょう。

▶現金納付…納税通知書の右端が車検用納税証明書となっています。

▶口座振替…6月中旬ごろに車検用納税証明書を送付します。

▶スマートフォン決済…6月下旬ごろに車検用納税証明書を送付します。

※口座振替の場合で、5月31日(火)から6月中旬ごろまでに車検用納税証明書が必要なときは、納税したことが分かるように5月31日(火)以後に通帳記入した指定口座の通帳をお持ちの上、税務課、富士松支所または各市民センターで申請してください。

※前年度に口座振替納付した人は、前年度交付された有効期限が6月15日の車検用納税証明書も利用できます。

軽自動車税種別割が減免されます。 ID 1003184

身体障害者手帳などをお持ちの人が所有している軽自動車などで、障害の程度など一定の要件に該当する場合、1人1台に限り減免が受けられます。5月24日(火)までに税務課で申請してください。

※4月1日からタクシー料金助成利用券の交付を受けていても、減免が受けられるようになりました。

自動車税

問 西三河県税事務所自動車税グループ (☎0564-27-2712)

自動車税種別割の納期限は5月31日(火)です。

5月2日(月)に県税事務所から納税通知書を送付します。

納付場所 県税事務所、金融機関、コンビニ[※] ※市役所での納付不可

※クレジットカード (要手数料) やインターネットバンキング、スマートフォン決済 (PayPay・LINE Pay・PayB) による納付可

※名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車の納税通知書が届いた場合、手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、確認してください。

※転居などにより納税通知書が届かないときは、県税事務所に連絡してください。

つながぎの学び舎【実践編】参加者募集

まちづくりコーディネーター養成講座 みんなの対話お助け隊コース

回	日時	テーマ
1	6月 5日(日) 13時30分～16時45分	まちづくりコーディネートって何だろう？
2	7月 3日(日) 13時30分～16時45分	学びを深めるファシリテーションを考えよう
3	7月24日(日) 13時30分～16時45分	アイデアを生み出すファシリテーションを考えよう
4	8月 7日(日) 13時30分～16時45分	ファシリテーションを体験しよう
実習	8～9月	日常生活のなかでファシリテーションを実践してみよう
5	9月11日(日) 13時30分～16時45分	私の強み、活かし方を考えよう

※講師の都合などにより、日程や内容を変更することがあります。

場 市民ボランティア活動センター

内 会議を円滑に進めるためのファシリテーションに必要な相手を理解・尊重する姿勢と、対等な関係を作り、みんなの意見を引き出す技術を学びます。

対 市内在住、在勤、在学または市内で活動している人 定 20人

申 5月25日(火) (必着) までに、申込用紙 (市民協働課、市民ボランティア活動センター、各市民センターなどで配布) を郵送、FAX (27-9652)、Eメール (kyodo@city.kariya.lg.jp) または直接、市民協働課 (〒448-8501 刈谷市役所) へ。
※申込多数の場合は抽選し、結果は全員に連絡します。

問 市民協働課 (☎95-0002) ID 1004028